

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年4月12日

岡山市長 高谷茂男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ 一宮店

所在地 岡山市北区榎津659番地6ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設1 426平方メートル

(変更後) 荷さばき施設1 426平方メートル

荷さばき施設2 49平方メートル

② 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前7時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午後12時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時00分から午後10時00分まで

(変更後) 駐車場1及び2 午前6時30分から午前0時30分まで

駐車場3 午前6時30分から午後10時00分まで

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設1 午前6時から午後7時まで

(変更後) 荷さばき施設1 午前6時から午後9時まで

荷さばき施設2 午前5時から午前6時まで

(4) 変更年月日

① 荷さばき施設の位置及び面積 平成25年11月29日

② 営業時間及び来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成25年4月1日

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1 平成25年4月1日
荷さばき施設2 平成25年11月29日

2 届出年月日

平成25年3月29日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年4月12日から平成25年8月12日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課